

令和 2 年 4 月 28 日  
宮田村議会全員協議会

宮田村議会における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する申し合わせ

宮田村議会議長 天野 早人

新型インフルエンザ等対策特別措置法により、全国に緊急事態宣言が発令されたことを受けて、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を目的とした宮田村議会の対応に関し、次のとおり申し合わせる。

#### 1. 感染防止対策

- (1) 不要不急の委員会等は延期するとともに、情報通信機器を活用するなどして、可能な限り接触の機会を削減する。
- (2) 不可避の会議等については、傍聴者も含めて、感染予防対策(咳エチケット、手指の消毒、席間の適切距離の確保、換気)を徹底する。
- (3) 定例会及び臨時会の運営方法については、緊急事態宣言の動向を踏まえ、議会運営委員会において検討する。
- (4) 議会懇談会及び同様の行事は当分実施しない。
- (5) 委員及び議員の派遣は当分実施しない。

#### 2. 感染者発生時対応

- (1) 感染が疑われる体調不良者は会議等への出席を自粛する。
- (2) 議員及び議会事務局並びに家族に、新型コロナウイルスの感染が確認された場合もしくは感染者の濃厚接触者となった場合は、会議等への出席を自粛するとともに、直ちに議会事務局長に連絡する。

#### 3. 情報共有

- (1) 宮田村新型インフルエンザ等対策本部に要請があるときは、緊急の措置を要する事項を除き、議長がこれを行なう。

#### 4. その他

- (1) この申し合わせに関し必要な事項は、議長が別に定める。

以上